

農地法等に基づく坂町の処分に係る審査基準等

令和7年12月

当審査基準等において使用した主な略語は、次のとおり。

法	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
施行令	農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）
施行規則	農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）
農業委員会法	農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）
農振法	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）
基盤法	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）
機構法	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）
県	広島県
知事	広島県知事
農地中間管理機構	知事が機構法第 4 条により指定した農地中間管理機構 (一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団)
農地等	農地又は採草放牧地

※「おおむね」の取り扱い

当審査基準等において、距離及び面積について「おおむね」とした場合は 2 割の範囲内で運用するものとする。

※農地法関係の坂町への権限移譲に伴う表記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定

目 次

第1編 申請に対する処分

第1章 審査基準

第1節 農地等の判断基準	1
第2節 農地所有適格法人の判断基準	2
第3節 農地等の権利移動の審査基準	8
第4節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の審査基準	17
第5節 農地等の賃貸借の解約等の許可基準	51
第2章 標準処理期間	53

第2編 不利益処分

第1節 農地等の権利移動の許可の取消し	54
第2節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の 許可の取消し、工事停止、原状回復等の命令	56